

令和 7 年 6 月定例会

提出予定議案の概要

条例議案

(6 月 1 3 日提案)

八代市

<u>追加提出予定議案</u>		1
条例議案	1 件（一般質問最終日提出予定）	1

一般質問最終日提出予定議案

条例議案（１件）

議案第６２号 八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について （選挙管理委員会事務局）

公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員及び参議院議員選挙における選挙運動に関し、選挙運動の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、八代市議会議員及び八代市長の選挙における公費負担単価の限度額について引上げを行うもの（公布の日以後その期日を告示される選挙について適用）

（改正内容）

（１）選挙運動用ビラの作成の公費負担

区分	改正前	改正後
１枚当たり	７円７３銭	８円３８銭

※公費負担額計算式

単価×枚数（限度枚数：市議会議員選挙 4,000 枚 市長選挙 16,000 枚）

（２）選挙運動用ポスターの作成の公費負担

区分		改正前	改正後
印刷費	掲示場数 500 以下の場合 １枚当たり	５４１円３１銭	５８６円８８銭
	掲示場数 500 超の場合 １枚当たり	２８円３５銭	３０円７３銭

※公費負担額計算式

- ・ポスター掲示場数が 500 以下の場合

$$[(\text{印刷費 } 586.88 \text{ 円} \times \text{掲示場数} + \text{企画費 } 316,250 \text{ 円}) \div \text{掲示場数}] \cdots \text{単価の限度額となる。}$$
$$\times \text{枚数 (限度枚数は掲示場数)}$$

- ・ポスター掲示場数が 500 超の場合

$$[(\text{印刷費 } 30.73 \text{ 円} \times (\text{掲示場数} - 500) + A) \div \text{掲示場数}] \cdots \text{単価の限度額となる。}$$
$$\times \text{枚数 (限度枚数は掲示場数)}$$

A : (印刷費 586.88 円 × 500) + 企画費 316,250 円 = 609,690 円